

令和5年度 講義実例 7 (順天堂大学)

グループディスカッションの概要

順天堂大学

令和5年5月31日 (水) 13:15~16:00 対面開催

講師：木戸道子先生 (日本赤十字社医療センター産婦人科部長)
前川宙貴先生 (天満法律事務所)

4年生対象
10名参加

※本講義は、順天堂大学における「衛生学・公衆衛生学実習」の一部として実施したものの

時間 (所要時間)	講義の展開	参照先
13:15~ (15分)	機器等の最終確認、講義概要説明、アンケート案内、資料確認等	
13:30~ (5分)	開催趣旨等について説明	
13:35~ (30分) 【説明 (第1部)】	講師 木戸道子先生 (日本赤十字社医療センター) 講義テーマ「医師の働き方改革について ～自分のキャリア設計を考えよう～」	
14:05~ (30分) 【説明 (第2部)】	講師 前川宙貴先生 (弁護士) 講義テーマ「労働法講義」	P245~P257
14:35~ (10分)	休憩	
14:45~ (20分)	講師 藤川 葵 (厚生労働省医政局医事課) 講義テーマ「医師の働き方改革が目指すもの～外科医から 医系技官になって気づいた「制度づくり」の重要性～」	
15:05~ (30分)	グループディスカッション	P128~P138
15:35~ (10分)	グループディスカッション発表	
15:45 (3分)	木戸先生による講評	
15:48~ (10分)	質疑応答	
15:58~ (2分)	アンケート回答のお願い	

令和5年度 講義実例 7 (順天堂大学)

グループディスカッションの概要

グループ	人数	ファシリテーター	テーマ
A班	3名 (男1名女2名)	木戸道子先生	医師の働き方改革と 研究・教育について
B班	3名 (男2名女1名)	前川宙貴先生	長時間労働者への面接指導と 追加的健康確保措置について
C班	4名 (男3名女1名)	藤川葵 厚生労働省医政局医事課	家庭と仕事の両立について

15:05～ (5分)	各班に分かれ、まずは個人でテーマに関しての不安点や疑問点、また、課題を書き出していく。その際、付箋1枚につき1つの意見とする。
15:10～ (25分)	書き出した付箋を模造紙に張り出して、全員で分類分けする。 分類分けした内容について各自の考えを延べ、ディスカッションを行い、端的にまとめる。 ファシリテーターは、各自の疑問、考え、分類の仕方などについて、適宜コメントを行い、円滑な進行となるよう支援する。
15:35～ (10分)	グループディスカッション発表
15:45 (3分)	木戸先生による講評

<グループディスカッションの進め方について説明した資料(順天堂大学作成)>

午後の実習について

- (1) 亀田より開催趣旨等について説明 (5分)
- (2) 医師の働き方改革及び関係法令に係る講演
 - ・「医師の働き方改革について」(仮) 日本赤十字社医療センター 木戸 道子 先生 (30分)
 - ・「労働基準法等の基本的な内容について」(仮) 天満法律事務所 前川 宙貴 先生 (30分)
- ～ 休憩 ～ (10分)
- (3) 意見交換会の趣旨及び医師の働き方改革に係る制度概要について
厚生労働省医政局医事課 医師等医療従事者働き方改革推進室 室長補佐 藤川 葵 (20分)
- (4) グループディスカッション (30分)
- (5) グループディスカッション発表(各グループで1名にご発表いただく) (3分×3チーム・計10分)
- (6) (5)を踏まえ木戸先生よりご講評 (3分)
- (7) 質疑応答 (10分)
- (8) アンケート実施に係るアナウンス (2分)

テーマ 各グループ

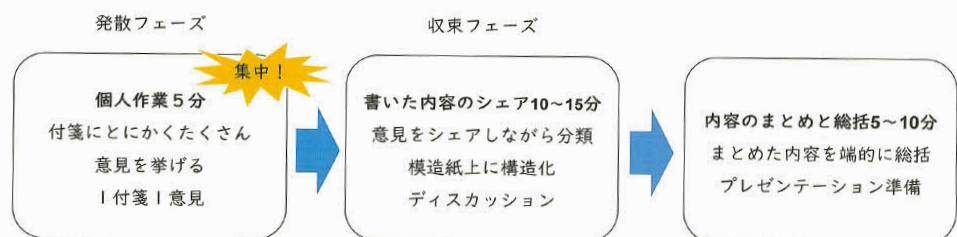
1. 家庭と仕事の両立についてC班
2. 長時間労働者への面接指導と追加的健康確保措置についてB班
3. 医師の働き方改革と研究・教育についてA班

ディスカッションの論点は、講義内容を踏まえて、

- ・医師の働き方改革の講義を受けて考えること・疑問点
- ・医師として働く上で不安に感じる点
- ・専攻分野を選ぶ上でどのような点を重視するか

ルール (司会+timekeep)、書記、発表者

KJ法



令和5年度 講義実例 7 (順天堂大学)

グループディスカッションの概要

<実習内容についてまとめたレポート(順天堂大学作成)(抄)>
※受講生が医師の働き方改革に関して、実習中に学習した内容を記載

7班 実習内容

1日目



- 産業医とは
- 労働基準法
- 医師の働き方改革
- ワークショップ

2日目



- メディア 社内見学
- メディア記者の働き方と生活
- ディスカッション

労働基準法

- 労働基準法・・・労働時間や賃金等労働条件の最低基準を定める法律

対象は「労働者」



「職業の種類を問わず、事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われる者をいう」 (第9条)



勤務医も労働基準法上の労働者に該当する

■ 労働基準法第32条（労働時間）

- ① 使用者は、労働者に休憩時間を除き1週間について40時間を超えて、労働させてはならない。
- ② 使用者は、1週間の各日については、労働者に、休憩時間を除き1日について8時間を超えて、労働させてはならない。

＊特例措置：商業、映画・演劇業、保健衛生業、接客娯楽業のうち10人未満の労働者を使用するものは週44時間とされる。

法律で決まっている時間を超えてなぜ残業できる？ **—————>** **36協定**

■ 36協定

法定労働時間を超え、または法定休日に労働をさせるためには、あらかじめ延長できる時間数や、休日労働させることができる回数について「時間外労働・休日労働に関する労使協定」を締結しておくことが必要。(労働基準法第36条)



厚生労働省PDF「時間外労働の上限規制 わかりやすい解説」より

令和5年度 講義実例 7 (順天堂大学)

グループディスカッションの概要

■ 上限規制

「36協定を締結することによっても超えられない上限」の設定

一般労働者については、平成31(2019)年4月から適用されている。



医師については、医師が行う診療業務の特殊性等を踏まえ、「適用が5年間猶予」され、「令和6(2024)年4月から」とされるなど、一般労働者と異なる基準が設定されている。



医師の働き方改革

7班 実習内容

1日目



- 産業医とは
- 労働基準法
- 医師の働き方改革
- ワークショップ

2日目



- メディア 社内見学
- 記者の働き方と生活
- ディスカッション

医師の働き方改革

■ 実際医師はどれくらい働いている？

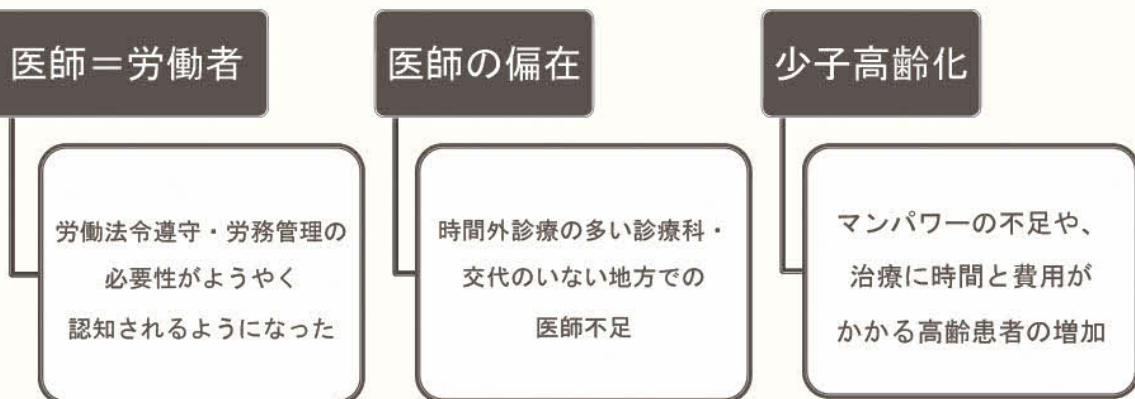
「勤務医の健康の現状と支援のあり方に関する アンケート調査」 結果概要（日本医師会 2009年）
勤務医である医師会員のうち男性8,000名、女性2,000名に送付（有効回答率40.6%）

休日：月に4日以下→ 2人に1人（20歳代では76%）
平均睡眠時間：6時間未満→ 4割
オンコール待機日数：月8日以上→ 2割
患者からの不当なクレーム：半年以内に1回以上→ 2人に1人
自分の体調不良を他人に相談しない→ 2人に1人
自分は「不健康、どちらかという健康ではない」→ 5人に1人
飲酒：ほぼ毎日→ 4人に1人
喫煙→ 14%
死や自殺について考える：週に数回以上→ 6%
メンタルヘルス面でサポート必要な状態→ 9%

日本の医療は
医師の長時間労働
によって支えられ
ている.....



■ 医師の働き方改革は、単なる時間外上限規制の問題ではない



令和5年度 講義実例 7 (順天堂大学)

グループディスカッションの概要

こういった問題を受けて

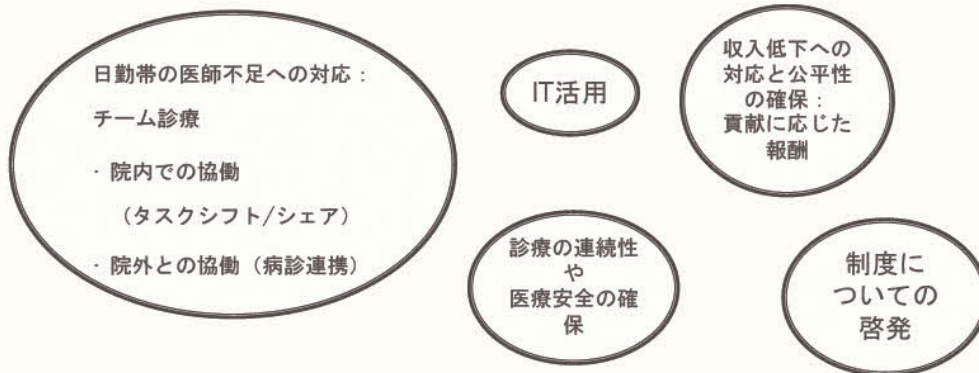


■ 医師の健康を守る

水準	長時間労働が必要な理由	年の上限時間
A水準	(臨時的に長時間労働が必要な場合の原則的な水準)	960時間
連携B水準	地域医療の確保のため、派遣先の労働時間を通算すると長時間労働となるため	1,860時間 (各院では960時間)
B水準	地域医療の確保のため	1,860時間
C-1水準	臨床研修・専攻医の研修のため	1,860時間
C-2水準	高度な技能の修得のため	1,860時間

※月100時間未満の上限もあります(面接指導の実施による例外あり)。

■ 実際の取り組み



■ 働き方を守る様々な制度



令和5年度 講義実例 7 (順天堂大学)

グループディスカッションの概要

7班 実習内容

1日目



- 産業医とは
- 労働基準法
- 医師の働き方改革
- ワークショップ

2日目



- メディア 社内見学
- 記者の働き方と生活
- ディスカッション

ワークショップ

■ ディスカッションテーマ

- A) 医師の働き方改革と研究・教育について
- B) 長時間労働者への面接指導と追加的健康確保措置
- C) 家庭と仕事の両立について

<論点>

- ・医師の働き方改革の講義を受けて考えること・疑問点
- ・医師として働く上で不安に感じること
- ・専攻分野を選ぶ上でどのような点を重視するか



A) 医師の働き方改革と研究・教育について

良い点	悪い点
<ul style="list-style-type: none">・自己研鑽や研究に力を注げる時間が増える・インターバル増加 →パフォーマンス向上	<ul style="list-style-type: none">・そもそも時間外労働時間が長い？ もっと時間的ゆとりを。・特に地域医療に従事する医師は研究する時間が少ないのではないか。 (時間外労働 年間1860時間まで)・専攻分野の教育・研究に支援や補助を受けられるのか。また、給料をはらうべき。

結論) 教育や研究に対する支援や時間的なゆとりなどまだまだ改善する点があるのではないか。

B) 長時間労働者への面接指導と追加的健康確保措置

- ・医師の健康を守るために面接指導は必要
- ↔ 実際、面接指導により勤務環境は変わるのか不安(長時間労働が必要な科)
 - ⇒ 見える化が必要
- ・健康確保措置(勤務間インターバルなど)
- ↔ 経験を積みたい人にとっては制限をされると働きづらい・診療科/地域によってはうまくいかない
 - ⇒ 一律に押し付けるのではなく、ある程度自分で自由に選択できるシステムにするべき

令和5年度 講義実例 7 (順天堂大学)

グループディスカッションの概要

C) 家庭と仕事の両立について

不安

- ・ライフイベント
- ・育児や介護との両立
- ・子供とのコミュニケーション
- ・夫婦ともに医者だと、、、？

現状知りたい

- ・両立できてる人どのくらい？
- ・診療科による差は？
- ・離職率は？
- ・男性医師は家庭の時間もてる？

国にやってほしい

- ・シフト制の拡充
- ・介護や保育現場での人材確保
- ・家事代行サービスなどの拡充
- ・環境整備の促進

自分の希望

- ・自分の人生も大切にしたい
- ・キャリアを諦めたくない
- ・稼ぎたい

<グループディスカッションの時の様子>

※受講生等の了解を得た上で掲載

